市内で事業を継続するために

業態転換にチャレンジしたい!

人事労務制度を構築したい!

事業承継をしたい!

新たな設備を導入して生産性をアップさせたい!

新商品、新メニューの開発をしたい!

など、がんばる中小企業を支援します。

犬山市

無料経営相談の ご利用だけでもOK! まずはご相談を。

令和6年度

事業継続支援補助金

相談から計画実現の支援までをワンストップで支援します。

市が委託する中小企業診断士※による経営相談を受けた後、中小企業者自らが経営計画を策定していただきます。その後、経営計画の実現に必要な費用の一部を助成します。 ※経営コンサルティングに関する国家資格であり、中小企業の経営課題に対応する診断・助言を行う専門家。

ー補助制度の概要ー(経営計画の策定が必須です)

対象者:市内の事業所で1年以上事業を継続している中小企業者 (中小企業者:中小企業基本法第2条第1項の規定による。従業員数5人以下の小規模企業者を 含みます)

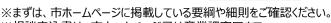
補助メニュー	①専門家による支援補助	②設備投資補助 🚺 🦳
補助率	1/2	1/2
補助上限額	50万円/件	100万円/件 ※50万円以上の設備投資が必要 (小規模企業者は15万円以上)
	①②を併用する場合、上	限額は 合計で100万円 となります。
申請期限	令和7年1月31日	令和6年12月2日

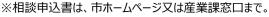
この制度を活用した事業者の声

- ・経営計画を作成する事で、経営課題が整理でき、課題に対して取り組むべきことが具体的に見える化できた。
- ・新たな設備の導入によって納期短縮ができ、受注件数が増加した。
- ・店舗内外のバリアフリー化工事により、顧客満足度の向上に繋がっている。

具体的な活用方法などは裏面を御覧ください

【お問い合わせ・申込先】 犬山市役所 3 階 産業課 商工担当 ☎0568-44-0340 詳細は、市ホームページでページ番号 1007848 Q を検索







ー補助金利用の流れー

-制度の活用イメージー

令和6年度

★STEP1 経営計画の策定

市が委託する中小企業診断士の支援(4回程度) を受けながら自社の経営計画を策定します。※1

★STEP 2 補助金の申請

市に補助金の申請を 行います。 交付決定までお待ち 下さい。※ 2

★STEP3 経営計画の実行

経営計画を実行し ます。

(実績報告の提出後、 補助金を交付※3)

- ※1 自社の経営状態や解決したい経営課題、今後の計画について 示していただきます。(A4 2 枚程度)
- ※2 交付決定前の着手は、補助対象外となります。
- ※3 実績報告の提出期限:令和7年3月21日

全業種 共通

- ・社労士の支援を受けて新たに人事労務制度を構築する。
- 事業承継についてのアドバイスや支援を受ける。(愛知県事業承継引き継ぎ支援センターと連携しています。)
- ・税理士の支援で資金繰りや財務管理のシステムを構築する。
- ・専門家の支援でマーケティングや販売管理の仕組みづくりを行う。

小売業 卸売業

- ・営業マンの育成のため、専門家によるマニュアルの作成や、指導を 受ける。
- ・戦略的な販売、在庫管理などについてコンサルティングを受ける。
- ・新業種、新業態に転換するために専門家の指導を受ける。

サービ゛ス業 飲食業

- ・デザイナーに改装デザインを描いてもらう。
- ・SNS活用とWEB改善にコンサルタントの指導を受ける。
- ・専門家と一緒に新商品、新メニューを開発する。

製造業

- ・コンサルの指導で製造上のネック工程を見出しQCDの向上を図る。
- ・コンサルの支援で業務のIT化、ビジュアル化を図る。
- ・新たな製造設備を導入し、販路開拓を図る。

様々な専門家を 活用できます

社会保険労務士 税理士、弁護士 行政書士、医師 中小企業診断士 コンサルタント カウンセラー 建築士 デザイナーなど

※「課題が見えた」 「取り組みたい事がある」 けど、どんな専門家の支 援を受けたらいいかわか らない…

そんな時には、担当の 中小企業診断士にご相 談ください。

この制度を活用した取り組みの実例

【製造業】生産ライン改善のための設備投資と、中小企業診断士による実践教育・指導を受け、生産性の向上に取り組んだ。

【建設業】新たな事業展開による顧客開拓のための設備導入と、新事業の認知拡大のため販促用パンフレットを作成した。

【サービス業】社会保険労務士に作業マニュアルの作成を依頼。顧客満足度アップに取り組んだ。

-補助金について-

- ・年度内に実施(設備の導入等)し、支払いも含めて完了する事業に限ります。
- ・市内で事業を継続するために、市内で実施する取り組みに限ります。
- ・国等の補助金の補填として本補助金を利用することはできません。
- ・令和4年度以降に本補助金の交付を受けた企業は対象外となります。
- ・対象となる設備等については一定の要件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

申請期限内でも予算額に 達した場合、受付を終了し ます。